

無線設備規則の一部を改正する省令案新旧対照表  
無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件</p> <p>第一節～第四節の四（略）</p> <p>第四節の四の二 時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備（第四十九条の六の六）</p> <p>第四節の四の三 時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備（第四十九条の六の七）</p> <p>第四節の四の四 時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備（第四十九条の六の八）</p> <p>第四節の四の五 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備（第四十九条の六の九・第四十九条の六の十）</p> <p>第四節の四の六 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備（第四十九条の六の十一・第四十九条の六の十二）</p> <p>第四節の五～第十節（略）</p> <p>第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>第一条～第二条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第三条 この規則の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。</p> <p>一～四の二（略）</p> <p>四の三 「時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信」とは、通信方式に直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件</p> <p>第一節～第四節の四（略）</p> <p>第四節の四の二 時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備（第四十九条の六の六）</p>

せた多重方式又は直交周波数分割多重方式、時分割多重方式と空間分割多重方式を組み合わせた多重方式及び直交周波数分割多元接続方式と時分割多元接続方式を組み合わせた接続方式又は直交周波数分割多元接続方式、時分割多元接続方式と空間分割多元接続方式を組み合わせた接続方式を使用する時分割複信方式を用いる携帯無線通信をいう。

四の四 「時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信」とは、通信方式に周波数分割多重方式、時分割多重方式と空間分割多重方式を組み合わせた多重方式及び周波数分割多元接続方式、時分割多元接続方式と空間分割多元接続方式を組み合わせた接続方式を使用する時分割複信方式を用いる携帯無線通信をいう。

四の五 「シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信」とは、通信方式に直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式を使用する周波数分割複信方式又は時分割複信方式を用いる携帯無線通信をいう。

四の六 「直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信」とは、通信方式に直交周波数分割多重方式又は直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式及び直交周波数分割多元接続方式を使用する周波数分割複信方式又は時分割複信方式を用いる携帯無線通信をいう。

五十二 (略)

第四条(第十三条) (略)

(空中線電力の許容偏差)

第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信設備	許容偏差	
	上限(パーセント)	下限(パーセント)

五十二 (略)

第四条(第十三条) (略)

(空中線電力の許容偏差)

第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信設備	許容偏差	
	上限(パーセント)	下限(パーセント)

<p>十 符号分割 多元接続方 式携帯無線 通信及び時 分割・符号 分割多重方 式携帯無線 通信を行う 無線局の送 信設備</p>	次に掲げる送信設備で あり、かつ、空中線電 力が二三デシベル（一 ミリワットを〇デシベ ルとする。）以下のも の	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>一五 (略)</p> <p>六四七 MHzを超える周波数の電波を使 用する無線局の送信設備（第四十九條 の六の二から第四十九條の七の三ま で、第四十九條の八の二、第四十九條 の八の三、第四十九條の十五及び第五 十四條第四号において無線設備の条件 が定められている無線局並びに一、二 一五 MHzを超え二、六九 MHz以下の周 波数の角度変調の電波を使用する単一 通信路の陸上移動業務の無線局の送信 設備並びにこの表の二の項、四の項、 七の項、八の項、九の項、十五の項及 び十六の項に掲げるものを除く。）</p>
	(略)	(略)	(略)	(略)		
	(略)	(略)	(略)	(略)		
	(略)	(略)	(略)	(略)		

<p>十 符号分割 多元接続方 式携帯無線 通信及び時 分割・符号 分割多重方 式携帯無線 通信を行う 無線局の送 信設備</p>	次に掲げる送信設備で あり、かつ、空中線電 力が二一デシベル（一 ミリワットを〇デシベ ルとする。）以下のも の	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>一五九 (略)</p> <p>六四七 MHzを超える周波数の電波を使 用する無線局の送信設備（第四十九條 の六の二から第四十九條の七の三ま で、第四十九條の八の二、第四十九條 の八の三、第四十九條の十五及び第五 十四條第四号において無線設備の条件 が定められている無線局並びに一、二 一五 MHzを超え二、六九 MHz以下の周 波数の角度変調の電波を使用する単一 通信路の陸上移動業務の無線局の送信 設備並びにこの表の二の項、四の項、 七の項、八の項、九の項、十一の項及 び十二の項に掲げるものを除く。）</p>
	(略)	(略)	(略)	(略)		
	(略)	(略)	(略)	(略)		
	(略)	(略)	(略)	(略)		

<p>十一 (略)</p>	<p>十二 時分割 ・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信及び時分割 ・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局</p>
<p>(略)</p>	<p>次に掲げる送信設備 (一) 第四十九条の六の七において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備 (二) 第四十九条の六の七において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備 (三) 第四十九条の六の七において無線設備の条件が定められている時分割 ・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局(時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は基地局と陸上</p>
<p>五 (略)</p>	
<p>五 (略)</p>	
<p>十一 (略)</p>	
<p>(略)</p>	
<p>(略)</p>	
<p>(略)</p>	

移動局との携帯無線通信が可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。

（の送信設備

(四) 第四十九条の六の八において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備

(五) 第四十九条の六の八において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備

(六) 第四十九条の六の八において無線設備の条件が定められている時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局（時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験若しくは調整をす

<p>十三 シング ルキャリア 周波数分割 多元接続方 式携帯無線 通信を行う 無線局</p>	
<p>次に掲げる送信設備</p> <p>(一) 第四十九条の六の九において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備</p> <p>(二) 第四十九条の六の九において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備</p> <p>(三) 第四十九条の六の九において無線設備の条件が定められているシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局(シングルキャリア)</p>	<p>るための通信を行う無線局又は基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。( )の送信設備</p>
	<p>八七</p>
	<p>四七</p>

ア周波数分割多元  
接続方式携帯無線  
通信を行う基地局  
の無線設備の試験  
若しくは調整をす  
るための通信を行  
う無線局又は基地  
局と陸上移動局と  
の間の携帯無線通  
信が不可能な場合  
、その中継を行う  
無線局をいう。以  
下同じ。イの送信  
設備

(四)

第四十九条の六  
の十において無線  
設備の条件が定め  
られている基地局  
の送信設備

(五)

第四十九条の六  
の十において無線  
設備の条件が定め  
られている陸上移  
動局の送信設備

(六)

第四十九条の六  
の十において無線  
設備の条件が定め  
られているシング  
ルキャリア周波数  
分割多元接続方式

<p>十四 直交周波数分割多元接続方式 携帯無線通信を行う無線局</p>	
<p>次に掲げる送信設備</p> <p>(一) 第四十九条の六の十一において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備</p> <p>(二) 第四十九条の六の十一において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備</p> <p>(三) 第四十九条の六の十一において無線設備の条件が定められている直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備</p>	<p>携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備</p>
	<p>五九</p>
	<p>三七</p>



<p>次に掲げる送信設備</p> <p>(一) 第四十九条の六の十二において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備であつて、送信バースト長が五ミリ秒のもの</p> <p>(二) 第四十九条の六の十二において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備であつて、送信バースト長が五ミリ秒のもの</p> <p>(三) 第四十九条の六の十二において無線設備の条件が定められている直交周波数分割多元接続方式携帯無線通</p>	<p>局又は基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。</p> <p>。の送信設備</p>
	<p>五〇</p>
	<p>五〇</p>

	<p>次に掲げる送信設備</p> <p>(一) 第四十九条の六の十二において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備であつて、送信バースト長が九一・四四マイクロ秒、九三・五二マイクロ秒、一、一五〇秒、一、六七・六八マイクロ秒の自然数倍の値のもの</p> <p>(二) 第四十九条の六の十二において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備であつて、送信バースト長が九一・四四マイクロ秒、九三・五二マ</p>	五八	五八

十五 十七	(略)	(略)	(略)
<p>(三) 第四十九条の六の十二において無線設備の条件が定められている直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、送信パルス長が九一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、一五・六マイクロ秒又は一、六七・六八マイクロ秒の自然数倍の値のもの</p>			

2・3 (略)  
第十四条の二、第二十三条 (略)  
(副次的に発する電波等の限度)  
第二十四条 (略)

十二 十四	(略)	(略)	(略)

2・3 (略)  
第十四条の二、第二十三条 (略)  
(副次的に発する電波等の限度)  
第二十四条 (略)

1・2 (略)

3 八二五MHzを超え八五〇MHz以下、八六〇MHzを超え九〇一MHz以下又は九一五MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局(符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。)、時分割・符号分割多元方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局(時分割・符号分割多元方式携帯無線通信を行う無線局又は基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。)、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多元方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップの信号を受信するもの

無線局の種類	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	(略)	ア 三〇MHz以上 一、〇〇〇MHz 未満(八五〇)	(略)

1・2 (略)

3 八二五MHzを超え八五〇MHz以下、八六〇MHzを超え九〇一MHz以下又は九一五MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局(符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。)、並びに時分割・符号分割多元方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局(時分割・符号分割多元方式携帯無線通信を行う無線局又は基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。)(略)の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップの信号を受信する受信装置

無線局の種類	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	(略)	ア 三〇MHz以上 一、〇〇〇MHz 未満(八六〇)	(略)



4  
MHzを超え一、四二七・九MHzを超え一、四六一・九MHz以下又は一、四七五・九MHz以下

無線局の種別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
陸上移動局	イ 一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz以下 ア 三〇〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一MHz幅で(一)四七デシベル以下の値
	ウ 二、〇〇〇MHz以上二、二五MHz以下	任意の一MHz幅で(一)五二デシベル以下の値
	イ 一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz以下) 二、〇〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下を除く。	任意の一MHz幅で(一)四七デシベル以下の値
基地局	ア 三〇〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(八五〇MHz以上九〇五MHz以下を除く)	任意の一〇〇kHz幅で(一)五七デシベル以下の値

4  
MHzを超え一、五〇〇・九MHz以下

元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップの信号を受信するもの

無線局の種類	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア (略) イ 一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz以下 一、四六五・九MHz以上一、五二〇・九MHz以下及び二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz	(略)

元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップの信号を受信する受信装置

無線局の種類	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	一、四二七・九MHzを超え一、四五二・九MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア (略) イ 一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz以下 一、四六五・九MHz以上一、五二〇・九MHz以下及び二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz	(略)

陸上移 動局 (携帯)	一、四七五・九 MHzを超え一、 四六二・九 MHz	無線通 信の中 継を行 うもの を除く。 ( )	一、四七五・九 MHzを超え一、 五一〇・九 MHz 以下の周波数の 電波を受信する 受信装置				
				イ 一、〇〇〇 MHz以上二・ 七五 GHz以下 ( )	ア (略) (略)	ウ (略) (略)	以下を除く。 ( )
陸上移 動局 (携帯)	一、四二七・九 MHzを超え一、 四六二・九 MHz	無線通 信の中 継を行 うもの を除く。 ( )	一、四七五・九 MHzを超え一、 五一〇・九 MHz 以下の周波数の 電波を受信する 受信装置	イ 一、〇〇〇 MHz以上二・ 七五 GHz以下 ( )	ア (略) (略)	ウ (略) (略)	以下を除く。 ( )
陸上移 動局 (携帯)	一、四二七・九 MHzを超え一、 四六二・九 MHz	無線通 信の中 継を行 うもの を除く。 ( )	一、四七五・九 MHzを超え一、 五一〇・九 MHz 以下の周波数の 電波を受信する 受信装置	イ 一、〇〇〇 MHz以上二・ 七五 GHz以下 ( )	ア (略) (略)	ウ (略) (略)	以下を除く。 ( )

陸上移 動局 (携帯)	一、四二七・九 MHzを超え一、 四五二・九 MHz	無線通 信の中 継を行 うもの を除く。 ( )	一、四七五・九 MHzを超え一、 五一〇・九 MHz 以下の周波数の 電波を受信する 受信装置				
				イ 一、〇〇〇 MHz以上二・ 七五 GHz以下 ( )	ア (略) (略)	ウ (略) (略)	以下を除く。 ( )
陸上移 動局 (携帯)	一、四二七・九 MHzを超え一、 四五二・九 MHz	無線通 信の中 継を行 うもの を除く。 ( )	一、四七五・九 MHzを超え一、 五一〇・九 MHz 以下の周波数の 電波を受信する 受信装置	イ 一、〇〇〇 MHz以上二・ 七五 GHz以下 ( )	ア (略) (略)	ウ (略) (略)	以下を除く。 ( )
陸上移 動局 (携帯)	一、四二七・九 MHzを超え一、 四五二・九 MHz	無線通 信の中 継を行 うもの を除く。 ( )	一、四七五・九 MHzを超え一、 五一〇・九 MHz 以下の周波数の 電波を受信する 受信装置	イ 一、〇〇〇 MHz以上二・ 七五 GHz以下 ( )	ア (略) (略)	ウ (略) (略)	以下を除く。 ( )



				信の中 継を行 うもの に限 る。)
				電波を受信する 受信装置
一、四七五・九 MHzを超え一、 五〇〇・九 MHz 以下の周波数の 電波を受信する 受信装置				
ウ (略)	ア (略)	イ 一、〇〇〇 MHz以上二・ 七五GHz以下 ( 一、四二七・ 九MHz以上一、 四六二・九 MHz 以下及び一、 四七五・九 MHz 以上一、五〇 〇・九MHz以下 を除く。)	ウ 一、四二七・ 九MHz以上一、 四六二・九 MHz 以下及び一、 四七五・九 MHz	七五GHz以下 ( 一、四六五・ 九MHz以上一、 五二〇・九 MHz 以下及び二、 〇一〇MHz以上 二、〇二五 MHz 以下を除く。)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

				信の中 継を行 うもの に限 る。)
				電波を受信する 受信装置
一、四七五・九 MHzを超え一、 五〇〇・九 MHz 以下の周波数の 電波を受信する 受信装置				
ウ (略)	ア (略)	イ 一、〇〇〇 MHz以上二・ 七五GHz以下 ( 一、四二七・ 九MHz以上一、 四五二・九 MHz 以下及び一、 四七五・九 MHz 以上一、五〇 〇・九MHz以下 を除く。)	ウ 一、四二七・ 九MHz以上一、 四五二・九 MHz 以下及び一、 四五二・九 MHz	七五GHz以下 ( 一、四六五・ 九MHz以上一、 五一〇・九 MHz 以下及び二、 〇一〇MHz以上 二、〇二五 MHz 以下を除く。)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

		四七五・九 MHz 以上一、五一 〇・九 MHz 以下	
--	--	-----------------------------------	--

二 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置であつて、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップの信号を受信するもの

無線局の種類				受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局				一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz 以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア 一、四二七・九 MHz 以上一、四六二・九 MHz 以下 イ 一、四七五・九 MHz 以上一、五〇〇・九 MHz 以下 ウ (略) エ (略) オ (略)	(略)

		四五二・九 MHz 以下及び一、四七五・九 MHz 以上一、五〇〇・九 MHz 以下	
--	--	--	--

二 拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップの信号を受信する受信装置

無線局の種類				受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局				一、四二七・九 MHz を超え一、四五二・九 MHz 以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア 一、四二七・九 MHz 以上一、四五二・九 MHz 以下 イ 一、四七五・九 MHz 以上一、五〇〇・九 MHz 以下 ウ (略) エ (略) オ (略)	(略)

陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）		陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）	
一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置		一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	
ア（略）	オ（略）	エ（略）	ウ（略）
イ 一、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz以下	ア 一、四二七・九MHz以上一、四六二・九MHz以下	ウ 一、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz以下	イ 一、四二七・九MHz以上一、四六二・九MHz以下
（略）	（略）	（略）	（略）

陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）		陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）	
一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置		一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	
ア（略）	オ（略）	エ（略）	ウ（略）
イ 一、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz以下	ア 一、四二七・九MHz以上一、四六二・九MHz以下	ウ 一、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz以下	イ 一、四二七・九MHz以上一、四六二・九MHz以下
（略）	（略）	（略）	（略）

MHzを超え一、五〇〇・九MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置			
(略)			

MHzを超え一、五〇〇・九MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置			
(略)			

三

シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置

無線局の種別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
	基地局	
未満	ア 三〇〇MHz以上 一、〇〇〇MHz	任意の一〇〇kHz幅で(一)五七デシベル以下の値
	イ 一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz以下 一、四六五・九	任意の一MHz幅で(一)四七デシベル以下の値

陸上移動局	ア	三〇〇MHz以上 一、〇〇〇MHz 未満	任意の一〇〇kHz幅で（一）（五）七デシベル以下の値
	イ	一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz以下	任意の一MHz幅で（一）（四）七デシベル以下の値
	ウ	二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下	任意の一MHz幅で（一）（五）二デシベル以下の値
		〇二五MHz以下を除く。）	

5

一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

5

一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップの信号を受信するもの

(表略)

二 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置であつて、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八メガチップ又は毎秒三・六八四メガチップの信号を受信するもの

(表略)

三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置

無線局の種類	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	ア 三〇MHz以上 一、一〇〇〇MHz 未満	任意の一〇〇kHz幅で(一)五七デシベル以下の値
	イ 一、一〇〇〇MHz以上二二・七五GHz以下)	任意の一MHz幅で(一)四七デシベル以下の値

一 拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップの信号を受信する受信装置

(表略)

二 拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八メガチップ又は毎秒三・六八四メガチップの信号を受信する受信装置

(表略)

陸上移動局	ウ	一、八三四・九MHz以上一、八八九・九MHz以下及び二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下を除く。	任意の一MHz幅で(一)五デシベル以下の値
	ア	三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で(一)五デシベル以下の値
	イ	一、〇〇〇MHz以上二、七五GHz以下	任意の一MHz幅で(一)四デシベル以下の値

6

一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

6

一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップの信号を受信するもの

(表略)

二 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置であつて、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八メガチップ又は毎秒三・六八四メガチップの信号を受信するもの

(表略)

三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置

無線局の種類	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	ア 三〇〇MHz以上 一、〇〇〇MHz 未満	任意の一〇〇kHz幅で(一)五七デシベル以下の値
	イ 一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz以下)	任意の一MHz幅で(一)四七デシベル以下の値

一 拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップの信号を受信する受信装置

(表略)

二 拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八メガチップ又は毎秒三・六八四メガチップの信号を受信する受信装置

(表略)



陸上移動局	ウ	二、〇一〇 MHz 以上二、〇二〇 MHz 以下	任意の一 MHz 幅で ( ) 五二デシベル以下の値
	ア	三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満	任意の一〇〇〇 kHz 幅で ( ) 五七デシベル以下の値
	イ	一、〇〇〇 MHz 以上一、七五 GHz 以下	任意の一 MHz 幅で ( ) 四七デシベル以下の値

7 二、一 MHz を超え二、一五 MHz 以下の周波数の電波を使用する時

分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局(時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。)、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア

7 二、〇一〇 MHz を超え二、〇二五 MHz 以下の周波数の電波を使用する時

分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局(時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。)( ) の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップの信号を受信するもの

(表略)

二 時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置であつて、拡散符号速度が毎秒七・六八メガチップの信号を受信するもの

(表略)

三 時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置であつて、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二八メガチップの信号を受信するもの

(表略)

四 時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置

周波数帯	副次的に発する電波の限度
九kHz以上一五kHz未満	任意の一kHz幅で(一)五四デシベル以下の値

一 拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップの信号を受信する受信装置

(表略)

二 拡散符号速度が毎秒七・六八メガチップの信号を受信する受信装置

(表略)

三 拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二八メガチップの信号を受信する受信装置

(表略)

一五 kHz以上三 MHz 未満	任意の一 kHz幅で(一)五四デシベル以 下の値
三 MHz以上二、 MHz未満	任意の一 kHz幅で(一)五四デシベル 以下の値
一、 MHz以上	任意の一MHz幅で(一)四七デシベル以下 の値

五 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置

無線局 の種別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	ア 三MHz以上一、MHz未満	任意の一kHz幅で(一)五七デシベル以下の値
	イ 一、MHz以上二・二七五GHz以下)	任意の一MHz幅で(一)四七デシベル以下の値
	二、MHz以上二・三五MHz以下を除く。	
陸上移動局	ア 三MHz以上一、MHz未満	任意の一kHz幅で(一)五七デシベル以下の値
	イ 一、MHz以上二・二七五GHz以下)	任意の一MHz幅で(一)四七デシベル以下の値
	二、MHz以上二・三五MHz以下	

六 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置であつて、送信パースト長が五ミリ秒の信号を受信するもの

周波数帯	副次的に発する電波の限度
一GHz未満	四ナノワット以下
一GHz以上	二ナノワット以下

七 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置であつて、送信パースト長が九一一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、一五・六マイクロ秒又は一、六七・六八マイクロ秒の自然数倍の値の信号を受信するもの

無線局の種類	副次的に発する電波の限度
基地局	任意の一MHz幅で(一)八四デシベル以下の値
陸上移動局	任意の一MHz幅で(一)七デシベル以下の値

8～21 (略)

第二十五条 第四十九条の六の二 (略)

(符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の六の三 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又は符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次の各号(陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものに限る。))にあつては第一号口及び第二号八、陸上移動中継局にあつては第二号八に限る。( )の条件に適合するものでなければならない。

(略)

2 前項の陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。

一～三 (略)

四 実効輻射電力は、三八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下であること)以下であること。

3・4 (略)

8～21 (略)

第二十五条 第四十九条の六の二 (略)

(符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の六の三 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又は符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次の各号(陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものに限る。))にあつては第一号口及び第二号八、陸上移動中継局にあつては第二号八に限る。( )の条件に適合するものでなければならない。

(略)

2 前項の陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。

一～三 (略)

四 実効輻射電力は、三二デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この号において同じ。)以上三八デシベル以下、二七デシベル以上三四デシベル以下又は二三デシベル以上三〇デシベル以下であること。

3・4 (略)

第四十九条の六の四 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又は符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次の各号（陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）にあつては第一号口及び第二号八、陸上移動中継局にあつては第二号八及び二に限る。）の条件に適合するものでなければならぬ。ただし、前条に規定する無線設備については、この限りでない。

無線設備の区別	周波数
基地局の無線設備	八六〇MHzを超え八九五MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下
陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備	八二五MHzを超え八五〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下
符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備	八二五MHzを超え八五〇MHz以下、八六〇MHzを超え八九五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下

一・二二（略）  
2 前項の陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の無線

第四十九条の六の四 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又は符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次の各号（陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）にあつては第一号口及び第二号八、陸上移動中継局にあつては第二号八及び二に限る。）の条件に適合するものでなければならぬ。ただし、前条に規定する無線設備については、この限りでない。

無線設備の区別	周波数
基地局の無線設備	八六〇MHzを超え八九五MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五〇〇・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下
陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備	八二五MHzを超え八五〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四五二・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下
符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備	八二五MHzを超え八五〇MHz以下、八六〇MHzを超え八九五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四五二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下

一・二二（略）  
2 前項の陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の無線

設備は、同項に規定する条件のほか、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。

一 送信する電波の周波数は、前項の基地局の電波を受信することによつて、次に掲げる周波数が自動的に選択されること。

イ (略)

ロ 一、四二七・九MHzを超え一、四六一・九MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より四八MHz低い周波数

ハ・二 (略)

二 (略)

三 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、陸上移動局の空中線端子において、次のとおりであること。

イ (略)

ロ 一、四二七・九MHzを超え一、四六一・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数の電波を送信する拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップのものにあつては、任意の一MHz幅で(一)六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下であること。

四 (略)

五 一、四二七・九MHzを超え一、四六一・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数の電波を送信する拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップのものにあつては、等価等方輻射電力は二四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下であること。

3・4 (略)

第四節の四 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線

局等の無線設備

設備は、同項に規定する条件のほか、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。

一 送信する電波の周波数は、前項の基地局の電波を受信することによつて、次に掲げる周波数が自動的に選択されること。

イ (略)

ロ 一、四二七・九MHzを超え一、四五二・九MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より四八MHz低い周波数

ハ・二 (略)

二 (略)

三 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、陸上移動局の空中線端子において、次のとおりであること。

イ (略)

ロ 一、四二七・九MHzを超え一、四五二・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数の電波を送信する拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップのものにあつては、任意の一MHz幅で(一)六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下であること。

四 (略)

五 一、四二七・九MHzを超え一、四五二・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数の電波を送信する拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップのものにあつては、等価等方輻射電力は二四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下であること。

3・4 (略)

第四節の四 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線

局等の無線設備

(時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)  
 第四十九条の六の五 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次の各号(陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものに限る。))にあつては第一号口及び第二号口、陸上移動中継局にあつては第二号口及び八に限る。)の条件に適合するものでなければならぬ。

無線設備の区別	周波数
基地局の無線設備	八三二MHzを超え八三四MHz以下、八三八MHzを超え八四六MHz以下、八六〇MHzを超え八九五MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五二〇・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下
陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。) (の無線設備)	八一五MHzを超え八五〇MHz以下、八八七MHzを超え八八九MHz以下、八九三MHzを超え九〇一MHz以下、九一五MHzを超え九四〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四九・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下
時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備	八一五MHzを超え八五〇MHz以下、八六〇MHzを超え九〇一MHz以下、九一五MHzを超え九四〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五二〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz

第四十九条の六の五 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次の各号(陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものに限る。))にあつては第一号口及び第二号口、陸上移動中継局にあつては第二号口及び八に限る。)の条件に適合するものでなければならぬ。

無線設備の区別	周波数
基地局の無線設備	八三二MHzを超え八三四MHz以下、八三八MHzを超え八四六MHz以下、八六〇MHzを超え八九五MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五二〇・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下
陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。) (の無線設備)	八一五MHzを超え八五〇MHz以下、八八七MHzを超え八八九MHz以下、八九三MHzを超え九〇一MHz以下、九一五MHzを超え九四〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四九・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下
時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備	八一五MHzを超え八五〇MHz以下、八六〇MHzを超え九〇一MHz以下、九一五MHzを超え九四〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五二〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz

以下

一・二 (略)

2 前項の陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 送信する電波の周波数は、前項の基地局の電波を受信することによつて、次に掲げる周波数が自動的に選択されること。

イ 八一五MHzを超え八五〇MHz以下の周波数の電波を送信するものに

あつては、受信した電波の周波数（隣接する二の搬送波を受信した場合）は、当該搬送波のうちいずれか一とする。以下この号において同じ。）より四五MHz低い周波数

ロ (略)

ハ 一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より四八MHz低い周波数

ニ・ホ (略)

二五 (略)

六 一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHzを以下の周波数の電波を送信する拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップのものにあつては、等価等方輻射電力は二四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

三・四 (略)

第四節の四の二 時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を

行う無線局等の無線設備

(時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の六の六 時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局若しくは陸上移動局又は時分割・符号分割多元接続方式携帯無線

以下

一・二 (略)

2 前項の陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 送信する電波の周波数は、前項の基地局の電波を受信することによつて、次に掲げる周波数が自動的に選択されること。

イ 八一五MHzを超え八五〇MHz以下の周波数の電波を送信するものに

あつては、受信した電波の周波数より四五MHz低い周波数

ロ (略)

ハ 一、四二七・九MHzを超え一、四五二・九MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より四八MHz低い周波数

ニ・ホ (略)

二五 (略)

六 一、四二七・九MHzを超え一、四五二・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHzを以下の周波数の電波を送信する拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップのものにあつては、等価等方輻射電力は二四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

三・四 (略)

第四節の四の二 時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を

行う無線局等の無線設備

第四十九条の六の六 時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局若しくは陸上移動局又は時分割・符号分割多元接続方式携帯無線



通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備で二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号（陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）にあつては第一号口及び第二号口、陸上移動中継局にあつては第二号口及び八に限る。）の条件に適合するものでなければならぬ。

（略）

#### 第四節の四の三 時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線

通信を行う無線局等の無線設備

（時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備）

#### 第四十九条の六の七 時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信

を行う基地局の無線設備、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又は時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて、二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号（陸上移動中継局にあつては第二号口に限る。）の条件に適合するものでなければならぬ。

一 一般的条件

イ 通信方式は、基地局から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては

直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式又は直交周波数分割多重方式、時分割多重方式と空間分割多重方式を組み合わせた多重方式を、陸上移動局から基地局へ送信する場合にあつては直交周波数分割多元接続方式と時分割多元接続方式を組み合わせた接続方式又は直交周波数分割多元接続方式、時分割多元接続方式と空間分割多元接続方式を組み合わせた接続方式を使用する複信方式であること。

ロ 基地局と通信を行う個々の陸上移動局の送信装置が自動的に識別されるものであること。

ハ 一の基地局の通話チャネルから他の基地局の通話チャネルへの切

通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備で二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号（陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）にあつては第一号口及び第二号口、陸上移動中継局にあつては第二号口及び八に限る。）の条件に適合するものでなければならぬ。

（略）

替えが自動的に行われること。

二 基地局の無線設備は、電気通信回線設備と接続できるものであること。

ホ 一の基地局の役務の提供に係る区域であつて、当該役務を提供するために必要な電界強度が得られる区域は、当該区域のトラヒックに合わせ細分化ができること。

二 送信装置の条件

イ 変調方式は、一 相位相変調、四 相位相変調、一 六値直交振幅変調、二 二値直交振幅変調、六 四値直交振幅変調又は二 五 六値直交振幅変調であること。

ロ 隣接チャネル漏えい電力、相互変調特性及び送信バースト長は、総務大臣が別に告示する条件に適合すること。

2 | 前項の基地局又は陸上移動中継局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 空中線電力は、一 ワット以下であること。

二 送信空中線の絶対利得は、二二デシベル以下であること。

三 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において(一)三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下であること。

3 | 第一項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 第一項の基地局からの電波の受信電力の測定又は当該基地局からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

二 空中線電力は、〇・二ワット以下であること。

三 送信空中線の絶対利得は、四デシベル以下であること。

四 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において(一)三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下であること。

第四節の四の四 時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信  
を行う無線局等の無線設備

(時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の六の八 時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又は時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて、  
一 MHzを超え二、一五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号(陸上移動中継局にあつては第二号に限る。)の条件に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

イ 通信方式は、基地局から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては周波数分割多重方式、時分割多重方式と空間分割多重方式を組み合わせた多重方式を、陸上移動局から基地局へ送信する場合にあつては周波数分割多元接続方式、時分割多元接続方式と空間分割多元接続方式を組み合わせた接続方式を使用する複信方式であること。

ロ 基地局と通信を行う個々の陸上移動局の送信装置が自動的に識別されるものであること。

ハ 一の基地局の通話チャネルから他の基地局の通話チャネルへの切替えが自動的に行われること。

ニ 基地局の無線設備は、電気通信回線設備と接続できるものであること。

ホ 一の基地局の役務の提供に係る区域であつて、当該役務を提供するために必要な電界強度が得られる区域は、当該区域のトラヒックに合わせ細分化がであること。

二 送信装置の条件

イ 変調方式は、一 相位相変調、四相位相変調、八相位相変調、一二値直交振幅変調、一六値直交振幅変調、二四値直交振幅変調、三二値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調であること。

ロ 隣接チャネル漏えい電力、相互変調特性及び送信バースト長は、総務大臣が別に告示する条件に適合すること。

2| 前項の基地局又は陸上移動中継局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

- 一 空中線電力は、二九ワット以下であること。
- 二 送信空中線の絶対利得は、一一デシベル以下であること。
- 三 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において、任意の一MHz幅で(一)六〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下であること。

3| 第一項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

- 一 第一項の基地局からの電波の受信電力の測定又は当該基地局からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。
- 二 空中線電力は、一ワット以下であること。
- 三 送信空中線の絶対利得は、四デシベル以下であること。
- 四 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において、任意の一MHz幅で(一)六五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下であること。

第四節の四の五 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備

(シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の六の九 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、周波数分割複信方式を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電

波を送信するものは、次の各号（陸上移動中継局にあつては第二号口に限る。）の条件に適合するものでなければならぬ。

無線設備の区別	周波数
基地局の無線設備	八六〇MHzを超え八九五MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下
陸上移動局の無線設備	八二五MHzを超え八五〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六一・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下
シングルキャリア ア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備	八二五MHzを超え八五〇MHz以下、八六〇MHzを超え八九五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六一・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下

一 一般的条件

イ 通信方式は、基地局から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を、陸上移動局から基地局へ送信する場合にあつてはシングルキャリア周波数分割多元接続方式を使用する複信方式であること。

ロ 基地局と通信を行う個々の陸上移動局の送信装置が自動的に識別されるものであること。

ハ 一の基地局の通話チャネルから他の基地局の通話チャネルへの切替えが自動的に行われること。

ニ 基地局の無線設備は、電気通信回線設備と接続できるものであること。

ホ 一の基地局の役務の提供に係る区域であつて、当該役務を提供するために必要な電界強度が得られる区域は、当該区域のトラヒックに合わせ細分化ができること。

二 送信装置の条件

イ 変調方式は、二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調であること。

ロ 隣接チャネル漏れい電力及び相互変調特性は、総務大臣が別に告示する条件に適合すること。

2) 前項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 送信する電波の周波数は、前項の基地局の電波を受信することによつて、次に掲げる周波数が自動的に選択されること。

イ 八一五MHzを超え八五〇MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より四五MHz低い周波数

ロ 一、四二七・九MHzを超え一、四六一・九MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より四八MHz低い周波数

ハ 一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より九五MHz低い周波数

二 一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より一九〇MHz低い周波数

数

二 前項の基地局からの電波の受信電力の測定又は当該基地局からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

三 搬送波を送信していないときの漏れい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において、次のとおりであること。

イ チャネル間隔が五MHzのものにあつては、任意の四・五MHz幅で

(一) 四八・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)(以下

であること。

ロ チャンネル間隔が一〇MHzのものにあつては、任意の九MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ハ チャンネル間隔が一五MHzのものにあつては、任意の一三・五MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ニ チャンネル間隔が二〇MHzのものにあつては、任意の一八MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

四 空中線電力は一三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

五 送信空中線の絶対利得は、二デシベル以下であること。

第四十九条の六の十 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、二、〇一〇MHzを超え一、〇二五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号（陸上移動中継局にあつては第二号ロに限る。）の条件に適合するものでなければならぬ。

一 一般的条件

イ 通信方式は、基地局から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を、陸上移動局から基地局へ送信する場合にあつてはシングルキャリア周波数分割多元接続方式を使用する複信方式であること。

ロ 基地局と通信を行う個々の陸上移動局の送信装置が自動的に識別されるものであること。

ハ 一の基地局の通話チャンネルから他の基地局の通話チャンネルへの切

- 替えが自動的に行われること。
- 二 基地局の無線設備は、電気通信回線設備と接続できるものであること。
- ホ 一の基地局の役務の提供に係る区域であつて、当該役務を提供するために必要な電界強度が得られる区域は、当該区域のトラヒックに合わせ細分化ができること。
- 二 送信装置の条件
  - イ 変調方式は、二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調であること。
  - ロ 隣接チャネル漏えい電力、相互変調特性及びフレーム長は、総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。
- 2| 前項の基地局又は陸上移動中継局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。
  - 一 空中線電力は、次のとおりであること。
  - イ チャネル間隔が五MHzのものにあつては、一ワット以下であること。
  - ロ チャネル間隔が一〇MHzのものにあつては、四ワット以下であること。
  - ハ チャネル間隔が一五MHzのものにあつては、六ワット以下であること。
  - 二 送信空中線の絶対利得は、一七デシベル以下であること。
- 3| 第一項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。
  - 一 第一項の基地局からの電波の受信電力の測定又は当該基地局からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。
  - 二 空中線電力は、〇・二ワット以下であること。
  - 三 送信空中線の絶対利得は、デシベル以下であること。
  - 四 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において、次のとおりであること。



- イ チャンネル間隔が五MHzのものにあつては、任意の四・五MHz幅で
  - 一) 四八・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下であること。
  - ロ チャンネル間隔が一MHzのものにあつては、任意の九MHz幅で
    - 一) 四八・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下であること。
  - ハ チャンネル間隔が一五MHzのものにあつては、任意の一三・五MHz幅で
    - 一) 四八・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下であること。

第四節の四の六 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備

(直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の六の十一 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、周波数分割複信方式を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次の各号(陸上移動中継局にあつては第二号ロに限る。)の条件に適合するものでなければならぬ。

無線設備の区別	周波数
基地局の無線設備	八六〇MHzを超え八九五MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下
陸上移動局の無線設備	八一五MHzを超え八五〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六一・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHz

直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備	MHzを超え一、九八〇MHz以下 八二五MHzを超え八五〇MHz以下、八六〇MHzを超え八九五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下
--	--

一 一般的条件

イ 通信方式は、基地局から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を、陸上移動局から基地局へ送信する場合にあつては直交周波数分割多元接続方式を使用する複信方式であること。

ロ 基地局と通信を行う個々の陸上移動局の送信装置が自動的に識別されるものであること。

ハ 一の基地局の通話チャネルから他の基地局の通話チャネルへの切替えが自動的に行われること。

ニ 基地局の無線設備は、電気通信回線設備と接続できるものであること。

ホ 一の基地局の役務の提供に係る区域であつて、当該役務を提供するために必要な電界強度が得られる区域は、当該区域のトラヒックに合わせ細分化ができること。

二 送信装置の条件

イ 変調方式は、四相位相変調、八相位相変調、一六値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調であること。

ロ 隣接チャネル漏えい電力及び相互変調特性は、総務大臣が別に告示する条件に適合すること。

2| 前項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

一 送信する電波の周波数は、前項の基地局の電波を受信することによつて、次に掲げる周波数が自動的に選択されること。

イ 八一五MHzを超え八五〇MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より四五MHz低い周波数

ロ 一、四二七・九MHzを超え一、四六一・九MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より四八MHz低い周波数

ハ 一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より九五MHz低い周波数

二 一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より一九〇MHz低い周波数

二 前項の基地局からの電波の受信電力の測定又は当該基地局からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

三 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において、任意の一MHz幅で(一)六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下であること。

四 空中線電力は、一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下であること。

五 送信空中線の絶対利得は、二三デシベル以下であること。

第四十九条の六の十二 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、二、〇一〇MHzを超え一、〇二五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号(陸上移動中継局にあつては第二号口に限る。)の条件に適合するものでなければならぬ。

一 一般的条件

イ 通信方式は、次のとおりであること。

(1) 送信パースト長が五ミリ秒のもの（総務大臣が別に告示する条件に適合するものに限る。以下同じ。）であつて、基地局から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を、陸上移動局から基地局へ送信する場合にあつては直交周波数分割多元接続方式を使用する複信方式であること。

(2) 送信パースト長が九一一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、一五・六マイクロ秒又は一、六七・六八マイクロ秒の自然数倍の値のもの（総務大臣が別に告示する条件に適合するものに限る。以下同じ。）であつて、基地局から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式を、陸上移動局から基地局へ送信する場合にあつては直交周波数分割多元接続方式を使用する複信方式であること。

ロ 基地局と通信を行う個々の陸上移動局の送信装置が自動的に識別されるものであること。

ハ 一の基地局の通話チャネルから他の基地局の通話チャネルへの切替えが自動的に行われること。

ニ 基地局の無線設備は、電気通信回線設備と接続できるものであること。

ホ 一の基地局の役務の提供に係る区域であつて、当該役務を提供するために必要な電界強度が得られる区域は、当該区域のトラフィックに合わせ細分化ができること。

## 二 送信装置の条件

イ 変調方式は、次のとおりであること。

(1) 送信パースト長が五ミリ秒のものであつて、基地局から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調、陸上移動局から基地局へ送信する場合にあつては四相位相変調又は一六値直交振幅変調であること。

- (2) 送信バースト長が九一一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、一五・六マイクロ秒又は一、六七・六八マイクロ秒の自然数倍の値のものにあつては四相位相変調、八相位相変調、一六値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調であること。
- 隣接チャネル漏えい電力及び相互変調特性は、総務大臣が別に告示する条件に適合すること。
- 2| 前項の基地局又は陸上移動中継局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。
- 一| 空中線電力は、二〇ワット以下であること。
- 二| 送信空中線の絶対利得は、一七デシベル以下であること。
- 三| 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において、次のとおりであること。
- イ| 送信バースト長が五ミリ秒のものにあつては、(一)三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)(以下であること。
- ロ| 送信バースト長が九一一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、一五・六マイクロ秒又は一、六七・六八マイクロ秒の自然数倍の値のものにあつては、任意の一MHz幅で(一)八四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)(以下であること。
- 3| 第一項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。
- 一| 第一項の基地局からの電波の受信電力の測定又は当該基地局からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。
- 二| 空中線電力は、〇・二ワット以下であること。
- 三| 送信空中線の絶対利得は、次のとおりであること。
- イ| 送信バースト長が五ミリ秒のものにあつては、一デシベル以下であること。
- ロ| 送信バースト長が九一一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、一五・六マイクロ秒又は一、六七・六八マイクロ秒の自然数倍の値のものにあつては、〇デシベル以下であること。



信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、八五〇MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を使用するMCA陸上移動通信を行う無線局及びMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、八三六MHzを超え九一五MHz以下又は一、四五三MHzを超え一、五二五MHz以下の周波数の電波を使用するデジタルMCA陸上移動通信を行う無線局及びデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、コードレス電話の無線局、デジタルコードレス電話の無線局、PHSの陸上移動局、PHSの基地局、PHSの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局及びPHSの通信設備の試験のための通信等を行う無線局、特定小電力無線局、デジタル空港無線通信を行う無線局及びデジタル空港無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、小電力セキユリテイシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、次条に規定する無線局及び簡易無線局並びに総務大臣が次の各号の条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の送信装置については、この限りでない。

(略)

第五十七条の四、第五十八条の二の三の一 (略)

行う無線局及びデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、コードレス電話の無線局、デジタルコードレス電話の無線局、PHSの陸上移動局、PHSの基地局、PHSの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局及びPHSの通信設備の試験のための通信等を行う無線局、特定小電力無線局、デジタル空港無線通信を行う無線局及びデジタル空港無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、小電力セキユリテイシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、次条に規定する無線局及び簡易無線局並びに総務大臣が次の各号の条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の送信装置については、この限りでない。

(略)

第五十七条の四、第五十八条の二の三の一 (略)

(一、五) MHz帯の周波数の電波を使用する電気通信業務用固定局の無線設備)

第五十八条の二の三の二 電気通信業務を行うことを目的として開設された固定局の無線設備であつて、一、四二七・九MHzを超え一、四六一・九MHz以下又は一、四七五・九MHzを超え一、五〇〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するものは、次の各号の条件に適合するものでなければならぬ。

(略)

第五十八条の二の四～第六十六条 (略)

別表第一号(第5条関係)

周波数の許容偏差の表

(表・略)

注1～30 (略)

31 (略)

(1) (略)

ア～ウ (略)

エ 1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下、1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下、1,749.9MHzを超え1,784.9MHz以下、1,844.9MHzを超え1,879.9MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下又は2,110MHzを超え2,170MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局

(略)

オ (略)

(一、五) MHz帯の周波数の電波を使用する電気通信業務用固定局の無線設備)

第五十八条の二の三の二 電気通信業務を行うことを目的として開設された固定局の無線設備であつて、一、四二七・九MHzを超え一、四五二・九MHz以下又は一、四七五・九MHzを超え一、五〇〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するものは、次の各号の条件に適合するものでなければならぬ。

(略)

第五十八条の二の四～第六十六条 (略)

別表第一号(第5条関係)

周波数の許容偏差の表

(表・略)

注1～30 (略)

31 (略)

(1) (略)

ア～ウ (略)

エ 1,427.9MHzを超え1,452.9MHz以下、1,475.9MHzを超え1,500.9MHz以下、1,749.9MHzを超え1,784.9MHz以下、1,844.9MHzを超え1,879.9MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下又は2,110MHzを超え2,170MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局

(略)

オ (略)



カ 時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局

次式により求められる値を許容偏差とする。

$$(3 \times f \times 10^{-6}) \text{ Hz}$$

f は、送信周波数 (単位 Hz) とする。

キ 時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局

(7) 基地局

次式により求められる値を許容偏差とする。

$$(0.05 \times f \times 10^{-6}) \text{ Hz}$$

f は、送信周波数 (単位 Hz) とする。

(1) 陸上移動局 100 Hz

ク シンゲルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシンゲルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局

次式により求められる値を許容偏差とする。

(7) 基地局  $(0.05 \times f \times 10^{-6} + 12) \text{ Hz}$

(1) 陸上移動局  $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 15) \text{ Hz}$

f は、送信周波数 (単位 Hz) とする。

ケ 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局

(7) 周波数分割複信方式を用いるもの

次式により求められる値を許容偏差とする。

A 基地局  $(0.05 \times f \times 10^{-6}) \text{ Hz}$

B 陸上移動局  $(2.5 \times f \times 10^{-6}) \text{ Hz}$

f は、送信周波数 (単位 Hz) とする。

(1) 時分割複信方式を用いるものであって、バースト長が 5 ミ

リ秒のもの

次式により求められる値を許容偏差とする。

$$(2 \times f \times 10^{-6}) \text{ Hz}$$

f は、送信周波数 (単位 Hz) とする。

(ウ) 時分割複信方式を用いるものであつて、バースト長が

911.44 マイクロ秒、963.52 マイクロ秒、1,015.6 マイクロ

秒又は 1,067.68 マイクロ秒の自然数倍の値のもの

次式により求められる値を許容偏差とする。

A 基地局  $(0.05 \times f \times 10^{-6}) \text{ Hz}$

B 陸上移動局  $(2.5 \times f \times 10^{-6}) \text{ Hz}$

f は、送信周波数 (単位 Hz) とする。

(2) ~ (20) (略)

32 ~ 50 (略)

## 別表第二号

第 1 ~ 第 13 (略)

第 12 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多

元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時

分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号

分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、

時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割

・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行

う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う

無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の

試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式

携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯

無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア

周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャ

リア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等

を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う

(2) ~ (20) (略)

32 ~ 50 (略)

## 別表第二号

第 1 ~ 第 13 (略)

第 12 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多

元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並び

に時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・

符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線

局並びに時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及

び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通

信等を行う無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第 1 から

第 4 までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

1 815MHz を超え 850MHz 以下、860MHz を超え 901MHz 以下

又は 915MHz を超え 940MHz 以下の周波数の電波を使用する無線

設備

(1) 拡散符号速度が毎秒 3.84メガチップスのもの 5.0MHz

(2) 拡散符号速度が毎秒 1.2288メガチップスのもの 1.48MHz

2 1,427.9MHz を超え 1,452.9MHz 以下、1,475.9MHz を超え

無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

1 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、815MHzを超え850MHz以下、860MHzを超え901MHz以下又は915MHzを超え940MHz以下の周波数の電波を使用するもの

(1) 拡散符号速度が毎秒3.84メガチップスのもの 5 MHz z

(2) 拡散符号速度が毎秒1.2288メガチップスのもの 1.48 MHz z

2 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下、1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下、1,749.9MHzを超え1,784.9MHz以下、1,844.9MHzを超え1,879.9MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下又は2,110MHzを超え2,170MHz以下の周波数の電波を使用するもの

(1) 拡散符号速度が毎秒3.84メガチップスのもの 5 MHz z

(2) 拡散符号速度が毎秒1.2288メガチップスのもの 1.48 MHz z

(3) 拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒1.2288メガチップスで、かつ、搬送波の数が3のもの又は毎秒3.6864メガチップスのもの

4.6 MHz z

3 時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線

1,500.9MHz以下、1,749.9MHzを超え1,784.9MHz以下、1,844.9MHzを超え1,879.9MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下又は2,110MHzを超え2,170MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備

(1) 拡散符号速度が毎秒3.84メガチップスのもの 5.0 MHz z

(2) 拡散符号速度が毎秒1.2288メガチップスのもの 1.48 MHz z

(3) 拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒1.2288メガチップスで、かつ、搬送波の数が3のもの又は毎秒3.6864メガチップスのもの

4.6 MHz z

3 2,010MHzを超え2,025MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備

(1) 拡散符号速度が毎秒3.84メガチップスのもの 5.0 MHz z

(2) 拡散符号速度が毎秒7.68メガチップスのもの 10 MHz z

(3) 拡散符号速度が毎秒1.28メガチップスのもの 1.6 MHz z

通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるもの

(1) 時分割・符号分割多元接続方式携帯無線線通信を行うもの

ア 拡散符号速度が毎秒 3.84 ヶガチツツのもの 5 MHz

イ 拡散符号速度が毎秒 7.68 ヶガチツツのもの 10MHz

ウ 拡散符号速度が毎秒 1.28 ヶガチツツのもの 1.6MHz

(2) 時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線線通信を行うもの

ア チャネル間隔が 5 MHz のもの 4.8MHz

イ チャネル間隔が 10MHz のもの 9.6MHz

(3) 時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線線通信を行うもの 600 kHz

(4) シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線線通信を行うもの

ア チャネル間隔が 5 MHz のもの 5 MHz

イ チャネル間隔が 10MHz のもの 10MHz

ウ チャネル間隔が 15MHz のもの 15MHz

(5) 直交周波数分割多元接続方式携帯無線線通信を行うもの

ア バースト長が 5 ミリ秒のもの

ア チャネル間隔が 5 MHz のもの 4.9MHz

イ チャネル間隔が 10MHz のもの 9.9MHz

イ バースト長が 911.44 マイクロ秒、963.52 マイクロ秒、1,015.6 マイクロ秒又は 1,067.68 マイクロ秒の自然数倍の値のもの

ア チャネル間隔が 1.25MHz のもの 1.25MHz

- (イ) チャネル間隔が2.5MHzのもの 2.5MHz
- (ロ) チャネル間隔が5MHzのもの 5MHz
- (ハ) チャネル間隔が10MHzのもの 10MHz

4 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、周波数分割複信方式を用いるもの

- (1) チャネル間隔が5MHzのもの 5MHz
- (2) チャネル間隔が10MHzのもの 10MHz
- (3) チャネル間隔が15MHzのもの 15MHz
- (4) チャネル間隔が20MHzのもの 20MHz

5 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、周波数分割複信方式を用いるもの

- (1) チャネル間隔が5MHzのもの 5MHz
- (2) チャネル間隔が10MHzのもの 10MHz
- (3) チャネル間隔が20MHzのもの 20MHz

第13～第53 (略)

別表第三号 (第7条関係)

1～16 (略)

17 携帯無線通信を行う無線局及び携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

- (1)・(2) (略)

(3) 時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う

第13～第53 (略)

別表第三号 (第7条関係)

1～16 (略)

17 携帯無線通信を行う無線局及び携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

- (1)・(2) (略)

無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

18～47 (略)

18～47 (略)